

日本木材学会年次大会開催・運営指針

(目的)

第 1 条 この指針は、日本木材学会の年次大会（以下「大会」という）の開催および運営に関し、必要な事項について定める。

(大会担当者)

第 2 条 会長は、大会の開催および運営を担当する副会長 1 名（以下「大会担当者」という）を指名する。

第 3 条 大会担当者は、次の事項を司る。

- (1) 大会開催地候補ならびに開催時期の選定
- (2) 大会の開催および運営の統括
- (3) 大会に関する情報の会員への告知

(大会開催地の決定)

第 4 条 大会の開催地は、原則として当該大会の前々回の大会開催時までには、候補地を選定し、開催日を含めて理事会において決定する。ただし、開催日は、大幅な変更がない限り、予定も可とする。

(プログラム委員会)

第 5 条 学会に、大会における研究発表に関する次の事項を審議するため、プログラム委員会を置く。

- (1) 発表部門の設置・改廃
- (2) 部門委員会委員の推薦
- (3) 大会の発表プログラムの編成
- (4) 研究発表要旨集の編集と発行
- (5) 研究発表に関する顕彰
- (6) その他研究発表に関する事項

2 プログラム委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第 6 条 大会ごとに、大会の運営に関する次の事項を審議するため、運営委員会を置く。

- (1) 大会会場および日程
- (2) 大会開催に関わる予算および決算
- (3) 大会における主要な行事
- (4) その他大会運営に関する事項

2 運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 条 プログラム委員会および運営委員会は、大会担当者の下で連携して大会の開催および運営を行う。両委員会における審議結果は理事会で承認を得るものとする。ただし、大会の円滑な運営を図るために必要な場合には、事後報告とすることができる。

(実行委員会)

第 8 条 運営委員会に、大会開催に関する実務を行うため、実行委員会を置く。

2 実行委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学会本部の任務)

第 9 条 学会本部は、プログラム委員会および大会運営委員会と連携して、以下の事項を実施する。

- (1) 大会および懇親会の招待者の決定
- (2) プレスリリース対応
- (3) 大会の各種申込者の会員資格および会費納入状況の確認
- (4) 企業展示, 広告の募集
- (5) 学会賞等授与式
- (6) 大会時の各種会合等の取りまとめ
- (7) 大会参加・研究発表に関する証明書等の発行
- (8) その他必要な事項

附 則

- 1 この指針は, 2008年5月16日から施行し, 2008年5月16日より適用する.
- 2 この指針は理事会の承認を得て, 変更することができる.

附 則 (2008年7月26日改正)

- 1 この指針は, 2008年7月26日より実施する.

附 則 (2012年6月8日改正)

- 1 この指針は, 2012年6月8日より実施する.

附 則 (2015年6月19日改正)

- 1 この指針は, 2015年6月19日より実施する.